

不当判決に 断固抗議する！

伊藤裁判で控訴棄却の判決

名古屋高等裁判所は9月15日、美濃太田運輸区分会の伊藤孝行さんの控訴を棄却する判決を下しました。第1審につづく不当判決です。

会社は、伊藤さんが駅構内進入速度をオーバーしたことを理由に、本人の意向を無視し、出向年齢に達しない53才で出向させました。しかも、再教育及び審査もありません。

速度オーバーは車両のブレーキの利きが悪かったからであり、出向も不当です。しかし、裁判所は私たちの主張を聞き入れず、会社の主張だけを採用するという不当判決をだしました。

私たちは不当判決を許さず、組織破壊攻撃を許さないため、今後も組織一丸となつてたたかっていきます。